

別紙

新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
特定災害防止準備金に関する明細書		特定災害防止準備金に関する明細書	
(平成 年分) 氏名 _____		(平成 年分) 氏名 _____	
岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭等採掘場の所在地 ①		岩石採取場又は廃棄物最終処分場の所在地 ①	
採取、最終処分又は採掘の期間 ②		採取又は最終処分の期間 ②	
積立限度額基準	採取 又は最終処分 又は採掘 費用の見積額 のうち 本年に係る額 [③ × 採取最終処分又は採掘の期間の月数] ④	採取 又は最終処分 又は採掘 費用の見積額 のうち 本年における 採取数量、最終処分数量又は採掘数量 ⑤	採取 又は最終処分 又は採掘 費用の見積額 のうち 本年の採取数量、最終処分数量又は採掘数量 ⑤
	採取予定数量、最終処分予定数量又は採掘予定数量 ⑥	採取予定数量、最終処分予定数量又は採掘予定数量 ⑥	採取予定数量又は最終処分予定数量 ⑥
	③のうち [③ × $\frac{⑤}{⑥}$] ⑦	③のうち [③ × $\frac{⑤}{⑥}$] ⑦	③のうち [③ × $\frac{⑤}{⑥}$] ⑦
	信託財産の本年増加額 ⑧	本年末の岩石採取場、廃棄物最終処分場 又は露天石炭等採掘場に係る信託財産の額 ⑧	本年末の岩石採取場又は廃棄物 最終処分場に係る信託財産の額 ⑧
	前年末の岩石採取場、廃棄物最終処分場 又は露天石炭等採掘場に係る信託財産の額 ⑨	前年末の岩石採取場又は廃棄物 最終処分場に係る信託財産の額 ⑨	前年末の岩石採取場又は廃棄物 最終処分場に係る信託財産の額 ⑨
	差引金額 (⑧ - ⑨) ⑩	差引金額 (⑧ - ⑨) ⑩	差引金額 (⑧ - ⑨) ⑩
	積立限度額 (④又は ⑦と ⑩ のうち少ない金額) ⑪	積立限度額 (④又は ⑦と ⑩ のうち少ない金額) ⑪	積立限度額 (④又は ⑦と ⑩ のうち少ない金額) ⑪
	累積限度額基準 ⑫	累積限度額 (③と ⑧ のうち少ない金額) ⑫	累積限度額 (③と ⑧ のうち少ない金額) ⑫
	本年末における前年から繰り越された特定災害防止準備金の額 ⑬	本年末における前年から繰り越された特定災害防止準備金の額 ⑬	本年末における前年から繰り越された特定災害防止準備金の額 ⑬
	差引金額 (⑫ - ⑬) ⑭	差引金額 (⑫ - ⑬) ⑭	差引金額 (⑫ - ⑬) ⑭
本年分特定災害防止準備金繰入限度額 (⑪又は ⑭ のうち少ない金額) ⑮		本年分特定災害防止準備金繰入限度額 (⑪又は ⑭ のうち少ない金額) ⑮	
本年繰り入れた特定災害防止準備金の額 ⑯		本年繰り入れた特定災害防止準備金の額 ⑯	

別 紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">特定災害防止準備金に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第20条の4の規定による特定災害防止準備金の積立てを行う場合に使用します。</p> <p>この明細書は、特定災害防止準備金の積立てを行う年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>この明細書の④欄の「③× _____」の分子の空欄には、「12」と記載します。 採取、最終処分又は採掘の期間の月数</p> <p>なお、その年の中途において岩石採取場の岩石の採取、廃棄物最終処分場の廃棄物の最終処分又は露天石炭等採掘場の石炭等の採掘を開始した場合には、当該開始をした日からその年12月31日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）とし、その年の中途において岩石採取場の岩石の採取、廃棄物最終処分場の廃棄物の最終処分又は露天石炭等採掘場の石炭等の採掘を終了した場合には、その年1月1日から当該終了した日まで期間の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。</p> <p>2 提出先</p> <p>納稅地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>措法第20条の4</p>	<p style="text-align: center;">特定災害防止準備金に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法第20条の4の規定による特定災害防止準備金の積立てを行う場合に使用します。</p> <p>この明細書は、特定災害防止準備金の積立てを行う年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>この明細書の④欄の「③× _____」の分子の空欄には、「12」と記載します。 採取又は最終処分の期間の月数</p> <p>なお、その年の中途において岩石採取場の岩石の採取又は廃棄物最終処分場の廃棄物の最終処分を開始した場合には、当該開始をした日からその年12月31日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）とし、その年の中途において岩石採取場の岩石の採取又は廃棄物最終処分場の廃棄物の最終処分を開始した場合には、その年1月1日から当該終了した日まで期間の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。</p> <p>2 提出先</p> <p>納稅地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>措法第20条の4</p>